

基安安発第 0525001 号

平成 19 年 5 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

(契 印 省 略)

平成 19 年度交通労働災害防止個別指導等実施事業の円滑な実施について

標記事業については、「平成 19 年度の安全関係業務について」（平成 19 年 3 月 30 日付け事務連絡）において事業の概要を示したところであるが、別添実施計画書のとおり、陸上貨物運送事業労働災害防止協会に委託して実施されることとなったところである。

ついては、下記に留意の上、本事業の円滑な実施を図ることにより陸上貨物運送事業における労働災害の防止の促進に努められたい。

記

1 対象事業場について

陸上貨物運送事業のうち、以下のいずれかに該当する事業場を対象事業場とすることとしていること。

- (1) 過去 2 年間に交通労働災害を発生させるなど交通労働災害発生の高リスクの事業場
- (2) 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制が未整備の規模 29 人以下の事業場
- (3) その他、特に個別指導の実施が必要と認められる事業場

2 対象事業場数について

各都道府県労働局における対象事業場数は、別表のとおりとするので、1 の基準に基づいて行うことはもとより、安全衛生業務計画等を踏まえて対象事業場の候補を選定し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会支部（以下「陸災防支部」という。）と協議を行うこと。

3 陸災防支部との連絡調整等について

協議の後、対象事業場を陸災防支部から都道府県労働局に通知させるとともに、個別

指導の実施にあたり、必要な支援を行うこと。

なお、個別指導の結果及び対象事業場からの改善報告については、陸災防支部から都道府県労働局あて提出されるので、労働基準監督署等において実施する個別指導等の対象事業場の選定等に活用すること。

別表

平成19年度交通労働災害防止個別指導等実施事業 対象事業場数

局	対象事業場数
北海道	60
青森	15
岩手	30
宮城	40
秋田	15
山形	25
福島	35
茨城	35
栃木	30
群馬	35
埼玉	50
千葉	40
東京	50
神奈川	50
新潟	25
富山	30
石川	20
福井	25
山梨	10
長野	20
岐阜	30
静岡	40
愛知	60
三重	35

局	対象事業場数
滋賀	15
京都	30
大阪	70
兵庫	50
奈良	15
和歌山	15
鳥取	10
島根	10
岡山	35
広島	40
山口	25
徳島	10
香川	15
愛媛	20
高知	10
福岡	50
佐賀	15
長崎	15
熊本	30
大分	15
宮崎	25
鹿児島	20
沖縄	10
合計	1355

(別添)

実施計画書（抄）

1 個別指導対象事業場の選定に当たっての協議

対象事業場（1, 300事業場程度）の選定に当たって、次の基本的な考え方を元に厚生労働省と協議する。

<基本的考え方>

- （1）過去2年間に交通労働災害を発生させるなど交通労働災害発生の高リスクの事業場
- （2）交通労働災害防止のための安全衛生管理体制が未整備の規模29人以下の事業場
- （3）上記のほか、特に個別指導の実施が必要と認められる事業場

2 交通労働災害防止指導員の委嘱

交通労働災害防止指導員の委嘱に当たっては、平成18年度の交通労働災害防止対策推進事業において指導員としての活動実績のある人を基本に委嘱するが、新規の交通労働災害防止指導員については、交通労働災害防止に関する指導実績と知識を有する者を委嘱する。

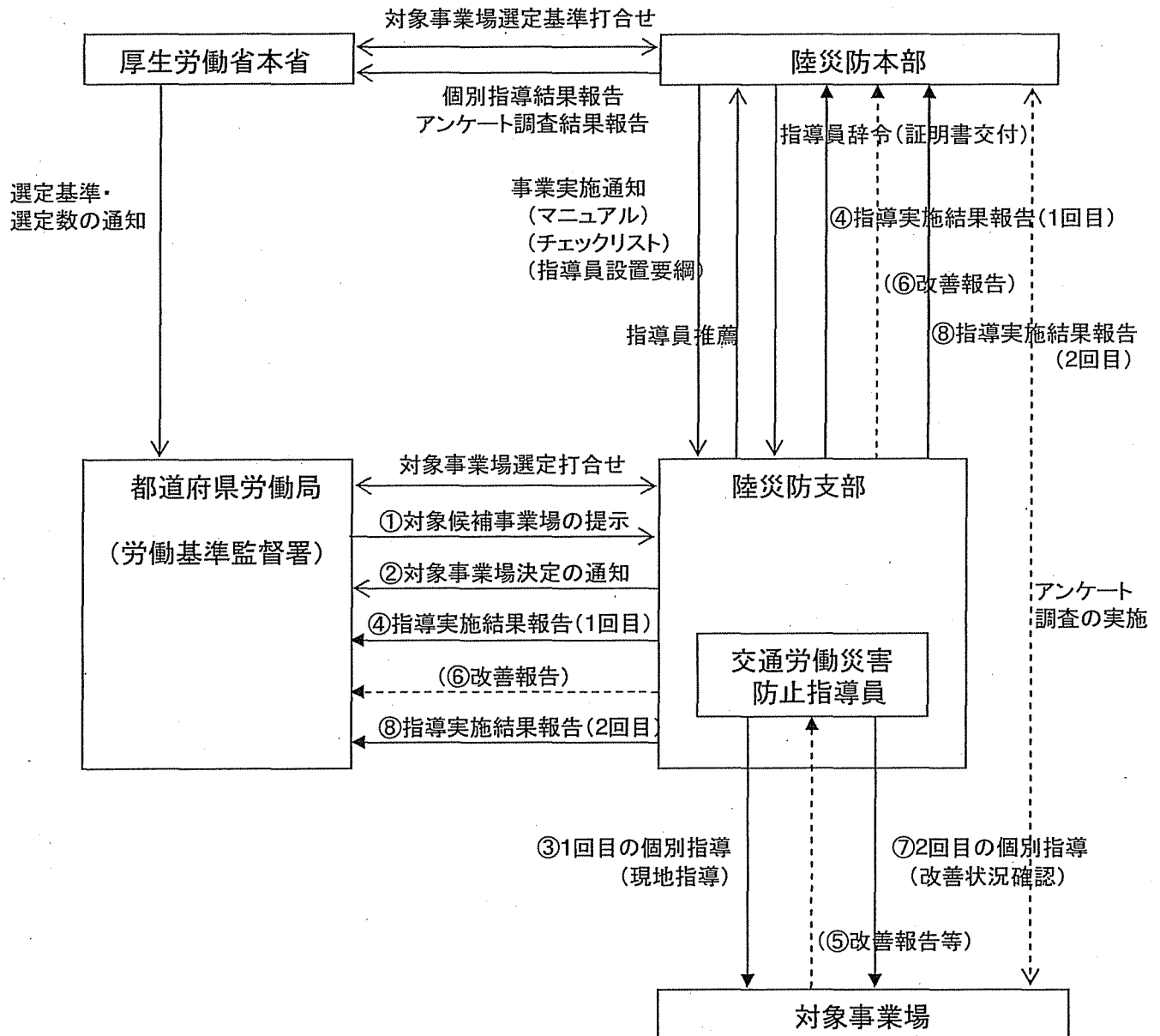
指導員の配置は、陸災防各支部1名とするが、北海道、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各支部は2名とする。

3 交通労働災害防止指導員による個別指導の実施

1 事業場に対し2回実施することを基本とする。

2 回目の指導は、改善に必要な一定の期間後に実施する。

交通労働災害防止個別指導等事業の概要



基安安発第 0525002 号

平成 19 年 5 月 25 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

平成 19 年度 交通労働災害防止個別指導等実施事業について

標記事業については、企画競争入札により貴協会に委託して実施されることとなったところですが、個別指導対象事業場の選定にあたり、別添のとおり都道府県労働局あて通知しているのでお知らせします。